

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和元年10月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月			
					入院	入院外						
福島県	飯館村	乳幼児	80	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成19年2月診療分			
		ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	・月額1,000円(世帯単位)		食事標準負担額を助成					
		重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身体障害者手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という)であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る)の者 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度が日かつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という)であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担 ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外					
		乳幼児	80	小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		食事標準負担額を助成		平成19年4月診療分			
		乳幼児	80	小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		食事標準負担額を助成		平成19年5月診療分			
		子育て支援医療費	80	年齢15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準負担額を助成		平成19年10月診療分			
		子育て支援医療	80	*平成19年5月診療分から受託済みの乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成20年4月診療分			
		乳幼児医療	80	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし							
		ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	・月額1,000円(世帯単位)							
		乳幼児医療	80	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし							
		乳幼児医療及び小学生入院医療	80	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 入院:0歳から中学校就学前までの者(満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 入院外:0歳から小学校就学前までの児童(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし							
		乳幼児	80	*平成19年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし							
		乳幼児医療及び小学生医療	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成		平成21年1月診療分			
		こども医療	80	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成21年4月診療分			
		乳幼児及び小学生	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし							
		乳幼児及び児童	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし							
		乳幼児	80	0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし							
		子ども医療	80	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし							
		古殿町	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成21年10月診療分			
		乳幼児及び児童	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし							
		三春町	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)	なし							
		古殿町(*)	80	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成21年10月診療分			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	檜枝岐村	乳幼児	80	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成22年4月診療分	
	本宮市(*)	子ども	80	*平成21年1月診療分から受託している乳幼児及び小学生医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
	磐梯町(*)	乳幼児及び児童	80	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
	平田村(*)	こども	80	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児及び児童医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
	下郷町	子ども医療	80	0歳から中学校を卒業する月の末日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	三春町(*)	子育て支援医療	80	*平成21年10月診療分から受託している子育て支援医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属するものは含まない)					
	小野町(*)	子ども医療	80	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療及び小学生入院医療について、制度名を変更し入院及び入院外の対象年齢を拡大 (入院:12歳まで、入院外:6歳まで→入院・入院外ともに中学校修了前までに拡大) 入院・入院外:0歳から中学校修了前までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)					
	南会津町(*)	子ども医療	80	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属するものは含まない)					
	飯館村(*)	乳幼児等	80	*平成20年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属するものは含まない)					
	磐梯町(*)	乳幼児及び児童	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
会津若松市	子ども医療		80	入院:0歳から中学校修了までの間にある者(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:0歳から小学生3年生修了までの間にある者(9歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成23年4月診療分	
大玉村(*)	子育て支援医療		80	*平成19年10月診療分から受託している子育て支援医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳となる日の次の3月31日までの間にある者	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成23年10月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	只見町	子ども	80	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (満15歳に達する日以後の最初の3月31日以前から翌月の初日以後も引き続き入院している場合には、その退院の日までにある者)。 ただし、当該退院の日が満18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達する日の属する月の末日までにある者。 (生活保護法の規定による被保護世帯及び重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業の対象となっている者は含まない。)	なし		未就学児のみ 食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
	小野町 (*)	子ども	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準 負担額を助成		
	須賀川市 鏡石町 天栄村 柳津町	こども	80	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)				県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
	双葉町 浪江町	子ども	80	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	二本松市	子ども	80	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	北塙原村	乳幼児 及び児童	80	出生の日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	富岡町	乳幼児 及び子ども	80	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成		
	大熊町	乳幼児 及び子ども	80	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	会津美里町	乳幼児、児童 及び生徒	80	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	会津若松市 (*)	子ども	80	*平成23年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院:15歳まで、入院外:9歳まで→15歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	本宮市 (*)	子ども	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	国見町(*)	子ども	80	*平成21年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年10月診療分	
	川俣町(*)	子ども	80	*平成21年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	下郷町(*)	子ども	80	*平成22年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (義務教育修了まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	檜枝岐村(*)	乳幼児	80	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	只見町(*)	子ども	80	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯及び重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業の対象となっている者は含まない)					
	磐梯町(*)	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	金山町(*)	乳幼児及び子ども	80	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	昭和村(*)	子育て支援	80	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	古殿町(*)	乳幼児及び児童・生徒等	80	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童・生徒医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	平田村(*)	こども	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	三春町(*)	子育て支援	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年10月診療分	
	飯館村(*)	乳幼児等	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	南会津町(*)	子ども	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	猪苗代町	乳幼児及び児童	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者及び児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者を除く)					
	西会津町	子育て	80	*0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	矢吹町	こども	80	*0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
	川内村	乳幼児及びこども	80	*18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	会津若松市本宮市国見町川俣町下郷町磐梯町南会津町(*)	子ども	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	須賀川市鏡石町天栄村柳津町(*)	こども	80	*平成24年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
	二本松市(*)	子ども	80	*平成24年10月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	大玉村(*)	子育て支援	80	*平成23年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	檜枝岐村 (*)	乳幼児	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成26年3月診療分
	只見町 (*)	子ども	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯及び重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業の対象となっている者は含まない)					
	北塙原村 (*)	乳幼児及び児童	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児及び児童医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
	猪苗代町 (*)	乳幼児及び児童	80	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児及び児童医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者及び児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者を除く)					
	金山町 (*)	乳幼児及び子ども	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	昭和村三春町 (*)	子育て支援	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	古殿町 (*)	乳幼児及び児童・生徒等	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童・生徒等医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	平田村 (*)	こども	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	小野町 (*)	子ども	80	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	富岡町大熊町 (*)	乳幼児及び子ども	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児及び子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	双葉町浪江町 (*)	子ども	80	*平成24年10月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	飯館村 (*)	乳幼児等	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成26年3月診療分
	会津美里町 (*)	乳幼児、児童及び生徒	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児、児童及び生徒医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	広野町	乳幼児及び児童医療	80	*満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成26年4月診療分
	只見町	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	・月額1,000円(世帯単位)		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
		重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身体障害者手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る）の者 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「精神障害者保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担 ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外		
	会津坂下町	乳幼児及び児童	80	*18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成28年12月診療分
	猪葉町	乳幼児及び子ども	80	*18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	湯川村 萬尾村	子ども医療	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成29年4月診療分
	玉川村	乳幼児及び子ども医療	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	会津若松市	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年10月診療分
		重度心身障がい者	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害等級が2級以上の者 2.身障手帳所持者であって、その障害等級が3級の者(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。) 3.療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害の程度がAの者 4.療育手帳所持者であって、その障害の程度がBの者でかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級の者で、かつ身障手帳所持者又は療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外		
	湯川村	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	・月額1,000円(世帯単位)		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年8月診療分
		重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。)の者 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外		
	昭和村	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	・月額1,000円(世帯単位)		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年10月診療分
	昭和村	重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る) 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年2月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	川内村	ひとり親家庭医療	B1	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
		重度心身障害者医療	B2	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であつて、その障害程度等級が3級の者(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫の機能障害を有する者に限る。) 4. 療育手帳所持者であつて、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であつて、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であつて、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者又は保健福祉手帳所持者であつて、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。